

<図表1>

「所得再分配調査」は、世帯・個人ごとの属性（性、年齢、続柄など）の他に、所得（被用者所得、農耕所得等）、社会保障制度への拠出金（社会保険料）と給付金（年金、医療、生活保護、児童関連社会保障給付等）および税金支出（所得税、住民税、固定資産税、自動車税、1996（平成8）年からは消費税）など、所得移転に関する情報が詳しく調べられているため、社会保障制度の効果を吟味するのに適している。本稿では、主に可処分所得を用いた子供の貧困率の分析および児童関連社会保障給付と税制上の扶養控除の効果の比較分析を行う（可処分所得の定義などは、次章を参照されたい）。「所得再分配調査」で調べられている児童関連社会保障給付は、「児童手当等による社会保障給付金」と「児童福祉法措置費」である。前者は、児童手当のみならず児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児扶養手当を含む現金給付、後者は保育園などの現物給付である。本稿では、前者の現金給付のみを分析の対象とする。

児童関連社会保障給付の効果の分析には、データに実在する「児童手当等による社会保障給付金」の他に、世帯ごとに推計される児童手当給付と児童扶養手当給付の推計値を用いる。この理由は、データにおいては児童手当、児童扶養手当、特別児童手当の総計のみが記されており、これらを別々に分析することが不可能であること、また、データの欠損値が多く記入漏れが多いことが懸念されるからである。そのため、子供の属性、親の収入などから「児童手当額」と「児童扶養手当額」を推計した値も分析の対象とする。この場合、受給率⁹は100%を仮定することとなる¹⁰。「特別児童扶養手当」については、障害児であるか否かの情報がデータにないため、推計することができなかった。

所得税制上における子供の扶養控除の効果の分析については、各世帯の扶養控除額・税率がデータに含まれていないため、扶養者の所得、所得税額から税率などを逆算し子供の扶養控除があることで得る便益を推計した値を用いる。なお、住民税の扶養控除における便益は、ここでは考慮していない。

4. 分析方法

子供の経済的状況を表す指標として世帯単位の所得を世帯人員数で調整した「等価世帯所得」を用いる。しかし、厳密に言うと、同じ等価世帯所得の世帯であっても、子供に配分する所得の割合が必ずしも同じとは断定できない。そのため、同じ等価世帯所得の子供でもそのウェルフェアが同じとは言えない。しかし、世帯内所得配分についての情報がないため、ここでは世帯単位の所得を世帯人員数で調整したものを、その世帯に属する子供の所得とする。世帯人員数の調整に用いるEquivalent Scaleは、以下を用いる。

$$\text{世帯等価所得} = \frac{\text{世帯所得}}{\text{世帯人員数}^{0.5}}$$

世帯所得（可処分所得）は、各種所得¹¹に社会保障給付金¹²と企業等からの受給金（企業年金、退職一時金、生命保険金、損害保険金、個人年金）を足したものから、社会保険料¹³、税金¹⁴を引いたものである。

貧困率は、対象サンプルの等価世帯所得の中央値の50%を貧困線と設定した上で、それ以下の等価世帯所得の子供を貧困、そうでない子供を非貧困とし、個人（子供）数ベースで貧困者の率を計算したものである¹⁵。この定義は、相対的貧困の概念を数値化したものであるので、対象となるサンプルを何とするかによって、貧困率が異なることを留意する必要がある。例えば、子供の貧困を測る場合、高齢者のみ世帯や子供のない世帯を対象サンプルに含めるかどうかは議論が生じるであろう。もし、分析の目的が、高齢者と子供の貧困率を比較することであれば、両者は同じ貧困線を用いるべきであり、そのため、全世帯を対象とするサンプルで貧困線を計算するべきと考えられる。しかし、二親世帯と片親世帯の貧困率を比較する場合には、子供のある世帯のみを対象サンプルとし、他の子供と比べてそれぞれの世帯タイプに属するどれくらいの子供が貧困であるかを分析する視点も必要である。本稿では、それぞれの分析の目的に合わせた対象サンプルを設定することとした¹⁶。

不平等度を表す指標としては、数ある不平等指数の中でも、最も一般的であり馴染みの深いジニ係数を用いることとする。ジニ係数の定義は、以下の通りである（西崎・山田・安藤 1998）。

$$G = \left(\frac{2}{\mu n^2} \sum_k^n kI_k \right) - \frac{n+1}{n}$$

I_{ij} は、第*i*世帯の等価世帯所得、 μ は、その平均、 n は合計人数である。ジニ係数においても、貧困率と同様どのサンプル内の不平等度に注目するかといった視点の選択が迫られる。

このような定義のもとで、児童関連社会保障給付と所得税上の子供の扶養控除による便益との比較のために、以下の分析を行う。まず、所得を以下の(a)から(g)の7つの段階に分けて定義する。

- (a)当初所得
- (b)税後、再分配前所得=(a)-税金
- (c)子の扶養控除がない場合の税後、社会保障給付前所得=(b)-子の扶養控除による推計便益
- (d)児童関連給付以外の社会保障給付後所得=(b)+(d)-児童関連以外のネット社会保障給付
- (e)児童関連給付を含めた再分配後所得（可処分所得）（データ値）

$$=(d)+(d)-\text{児童手当等による社会保障給付金}$$
- (f)推計児童扶養手当のみを含めた再分配後所得=(d)+推計児童扶養手当

$$(g) \text{推計児童手当、推計児童扶養手当を含めた再分配所得（可処分所得）（推計値）} \\ =(f)+\text{推計児童手当}$$

そして、それぞれの制度の貧困削減効果を次のように定義する。

$$\text{税の効果} = \text{貧困率}(a) - \text{貧困率}(b)$$

$$\text{社会保障制度全般の効果（データ値）} = \text{貧困率}(b) - \text{貧困率}(e)$$

$$\text{社会保障制度全般の効果（推計値）} = \text{貧困率}(b) - \text{貧困率}(g)$$

$$\text{児童関連社会保障給付の効果（データ値）} = \text{貧困率}(d) - \text{貧困率}(e)$$

$$\text{児童関連社会保障給付の効果（推計値）} = \text{貧困率}(d) - \text{貧困率}(g)$$

$$\text{子の扶養控除による効果} = \text{貧困率}(c) - \text{貧困率}(b)$$

$$\text{推計児童扶養手当による効果} = \text{貧困率}(d) - \text{貧困率}(f)$$

$$\text{推計児童手当による効果} = \text{貧困率}(f) - \text{貧困率}(g)$$

次に、それぞれの所得の定義におけるジニ係数を計測し、貧困率と同様に、各制度の効果を推計する。

5. 結果

(1) 現状

まず、子供（20歳以下）の貧困率と不平等度を、中年層（20歳～59歳）、高齢層（60歳以上）と比較してその現状を検討してみよう。図表2は、貧困率、図表3は不平等度を子供、中年層、高齢層に分けて計測したものと、全個人を対象としたものを示している。ここでは、比較のために、基準となる貧困線は、すべての個人（高齢者のみ世帯に属する個人も含む）の等価世帯所得の中央値の50%を用いている。ジニ係数は、それぞれの年齢層内で計測している。

まず、貧困率について議論すると、子供世代の貧困率は、高齢者世代のそれより低いレベルであるものの、中年層よりも高い数値であり、西崎・山田・安藤（1998）の結果と同じ傾向を示している。しかし、90年代前半において、中年層・高齢者層の貧困率はほとんど横這いであるのに対し、子供の貧困率のみが上昇の傾向を示している。

これら子供の貧困率は、他の先進諸国に比べるとどのレベルの値なのであろうか。図表4は、子供の貧困率を国際比較の観点からみてみたものである。これらは、ルクセンブルグ・インカム・スタディ（LIS）に含まれる先進諸国の子供の貧困率・ジニ係数と同じ定義で、日本の子供の貧困率・ジニ係数を計算したものである¹⁷。これをみると、日本の子供の貧困率は、アメリカ、イギリス、イタリアなどに比べると低いレベルにあるものの、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国に比べると高い数値にある。日本の子供は、他の先進諸国に比べても決して貧困率が低いわけではない

ことがわかる。

<図表2>

次にジニ係数をみると、子供間のジニ係数は高齢層ほど高くはないものの、中年層とは大差がない値となっている。また、ジニ係数は、どの年齢層においても若干の減少の傾向をみせている。しかし、近年の不平等論争において、日本の不平等が高齢者率の増加によるものだとする説が注目を浴びているが、これをみると子供層が必ずしも平等であるとは言えない。一般に不平等度は年齢と共に上昇すると言われているが、20歳以下という子供層においてもある程度の不平等が存在する。これがすべて親の年代の違いによる不平等から生じているものかどうかは、子供の年齢・親の年齢などをさらに詳しく区分して分析する必要がある。

<図表3>

(2) 世帯類型（母子世帯・二親世帯）別の比較

次に、世帯類型（片親世帯か二親世帯か）による貧困率・不平等度の違いをみてみよう。データの中には、父子世帯や高齢者と子供のみの世帯も存在するが、それらのサンプル数は極端に少ないため、ここでは母子世帯と「その他世帯¹⁸」の比較分析を行う¹⁹。図表5は、母子世帯とその他世帯に属する子供の貧困率を示したものである。他の子供と比較した相対的貧困を見るために、基準となる貧困線には、全子供の等価世帯所得の中央値50%を使っている²⁰。多くの先進諸国と同じように、母子世帯における子供の貧困率はその他世帯の子供の貧困率に比べ非常に高いレベルを示している。母子世帯の子供貧困率は、40-50%レベルを越え、また徐々に増加の傾向がある。しかし、ここで用いられた母子世帯の定義は単身（未婚・離婚・死別）母親と子のみの世帯であるため、親などと同居している単身母親と子の世帯は含まれていない（祖父・祖母一単身母親一子の世帯など）。親などとの同居は、単身母親の経済的困難を避けるためのストラテジーであると考えられるため、親などと同居している母子世帯も視野に含める必要がある。図表5では、1996年のデータにのみ、親などと同居している母子世帯²¹を「その他世帯」と区別して貧困率を計算したものを示している（区別のため、単身の母と子のみの世帯を「単独母子世帯」、単身母親と子の他に大人の世帯員がいる世帯を「非単独母子世帯」とする）。それによると、非単独母子世帯の貧困率は、単独母子世帯に比べ半分ほどとなっており、親等との同居という選択が、母子世帯の状況を改善するのに役だっていること示している。しかし、親等との同居をもってしても、その他世帯と比べると貧困率が非常に高いことは、母子世帯の経済状況の厳しさを表していると言えよう。

<図表5>

驚くことは、単独・非単独の両タイプの母子世帯において、「その他世帯」に比べた不平等度が非常に高いことである。そのレベルは、徐々に減少傾向にあるとはいえ、1996年においてもそのレベルが0.3を越えている（図表6）。これは、一口に「母子世帯」といつても、その経済状況は様々であることを物語っており、単一的な母子世帯対策ではなく、個々のニーズに合った対策の必要性を示唆するものである。

<図表6>

（3）子供の年齢別の分析

次に、子供の年齢別の貧困率と不平等度をみてみよう。図表7は、子供の貧困率を3歳毎の年齢階層別にみたものである。貧困線は、各年齢階層毎に計算してあるため、ここに示す値は、同年齢階級の子供に比べて相対的に貧困な子の割合である。これを見ると、子供の年齢の上昇と共にその年齢階層内の貧困率が上昇している。この一つの理由として、子供の年齢の上昇が親の年齢の上昇と一致しており、親の年齢の上昇につれて子の年齢階層内の不平等度が高まっていると考えられる。しかし、子の年齢階層内の不平等度をみると（図表9）、不平等度は若干上昇するものの、貧困率のように激しい上昇は見られない。そのため、子の年齢による貧困率の上昇は、各年齢階層内の不平等度の上昇のみで説明することができず、何らかの理由によって自分と同じ年齢階層の他の子供に比べて経済的に困窮する子供が子供の年齢と共に増加していると言える。

<図表7><図表8><図表9>

一方、子供全体の等価世帯所得の中央値50%を貧困線として固定し、各年齢階層においてその貧困線以下の子供の割合を示したものが図表8である。これをみると、年齢階層による貧困率の違いは殆どみられず、どの年齢階層においても同程度に貧困の子供がいることがわかる。つまり、他の年齢層に比べて低年齢の子供の方が、貧困率が高いという結論は見られず、児童手当の目的を子供の貧困削減と想定するのであれば、その対象を低年齢層に絞る必要性は見られない²²。

6. 子供に係わる社会保障と税控除制度が子供の貧困と不平等に与える影響

（1）貧困率への影響

それでは、最後に、実際に児童手当・児童扶養手当、そして所得税制上の子の扶養控除がどれほど子供の貧困削減と不平等度改善に効果を挙げているかを検証する。図表10・図表11は、子供の年齢階層、世帯タイプ（単独母子世帯・非単独母子世帯、その他世帯）に

おいて、それぞれの所得の定義によって、貧困率と不平等度がどう変化するかを表したものである。データは、1996（平成8）年のものである。

まず、貧困率への影響について、まとめたものが図表10である。表の左側には、各属性の子供の当初所得と可処分所得（データ値²³および推計値）を示す。これは、前章の結果とほぼ同じ傾向をみせているので、ここではその結果について言及しないこととする。表の中央は、税と社会保障制度全体の効果を、貧困率の減少（差）で示したものである。プラス値は、貧困率の減少を表し、マイナス値は上昇を表す。ここでいう社会保障制度全体の効果とは、社会保障制度の現金給付（年金、生活保護、児童手当等）から拠出金（社会保険料）を引いたネットの社会保障給付を指している。まず特記すべきことは、ほぼすべての年齢階層において、税制度も社会保障制度も子供の貧困率に負の影響を与えていていることである。税制度は、負の給付（拠出）のみなので、貧困率が上昇することは致し方がないが、社会保障制度においても、12～14歳、15～17歳を除いた各年齢層で貧困率が上昇していることは、これらの年齢層ではネットでみる社会保障制度による所得移転がマイナスであることを示している。社会保障制度からのネット移転が、特に児童手当の対象年齢層（0～2歳）においてマイナスであることは、児童手当をもってしても社会保険料によるマイナス移転を逆転できていないことを指している。

世帯類型別にみると、母子世帯（単独母子世帯および非単独母子世帯）に属する子供については、当初所得の貧困率は高いものの、社会保障制度によって貧困率が大きく減少していることがわかる。これは、特に単独母子世帯に著実であり、児童扶養手当が母子世帯の子供の貧困削減に一定の効果をもたらしていることを示唆している。しかし、単独・非単独の両タイプの母子世帯に属する子の可処分所得の貧困率が依然高いことは憂慮すべき事態である。「その他世帯」に属する子供については、税、社会保障制度ともに貧困削減にマイナスの効果を示している。

次に個々の制度の効果について、詳細にみたものが、図表10の右列である。データ値では、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の効果を別々にみることが不可能であるため、ここでは、推計児童手当、推計児童扶養手当、（推計）扶養控除の効果を計測している。子供全体でみると、児童手当の貧困削減効果は0.3%であり、子の扶養控除の便益による効果（0.9%）に比べ非常に少ない。年齢層別では、児童手当の効果は、制度の設計上当然ではあるが、0～2歳層で一番多く1.5%の貧困削減の効果をあげている²⁴。しかし、子の扶養控除による便益も、ほぼ同率の貧困削減の効果をあげていることは興味深い。また、子供の年齢層が高くなると、児童手当の効果はほぼ消滅するが、扶養控除の便益は一定の効果を維持する。一方、児童扶養手当は、母子世帯に属する子供の貧困削減に大きく役だっている²⁵。しかし、児童手当や扶養控除による母子世帯における貧困削減の効果がまったく推計されないのは、母子世帯における子供の貧困削減をほぼ100%児童扶養手當に頼っていることを意味しており、これは児童扶養手当の改正にあたっての大きな留意点である。

<図表 10>

(2) 不平等率への影響

図表 11 は、ジニ係数と、それぞれの制度によるジニ係数の変化を子供の年齢および世帯の属性によってまとめたものである。プラス値は、ジニ係数の減少を表し、マイナス値は上昇を表す。これによると、ほぼすべての属性において、税・社会保障制度の両方ともジニ係数を減少させている。20 歳以下全体でみると、税によるジニ係数減少は 0.0138、社会保障によるそれは 0.0073～0.0093 であり、社会保障に比べ税制が子供間の不平等改善に役立っていることがわかる。この傾向は年齢別にみても同様であるが、子供の年齢が 10 歳を超えるようになると、社会保障と税の効果ほぼ同等となっている。唯一、社会保障が税より大きな効果をみせているのが母子世帯である。税制は、むしろ、単独母子世帯にとって、悪効果があることが図表からみてとれる。

個々の制度別にその影響をみると（図表 11 右列）、まず、特記すべきなのは、その値が極めて小さいものであることである。20 歳以下全体では、児童手当による効果は 0.0015、扶養控除による効果は 0.0032、児童扶養手当による効果は 0.0031 であった。ここでも、児童手当よりも、扶養控除による効果の方が大きいことは興味深い。扶養控除による便益は逆進的であるため、不平等改善の効果は少ないと予想されていたが、ここでは、若干ながら児童手当より優る効果を示している。この理由の一つは、推計児童手当による効果は高い年齢層ではほぼ見られないのに対し、扶養控除による効果は、すべての児童にある程度の効果を発揮しているからであろう。

世帯類型別にみると、単独母子世帯においては、推計児童扶養手当が不平等改善に対して大きな効果を見せている。また、扶養控除も一定の効果を見せているが、児童扶養手当ほどではない。

<図表 11>

(3) 児童手当、児童扶養手当、扶養控除による便益の所得分布

最後に、それぞれの制度が、どのような所得階級の子供にどれくらいの給付をしているのかを見てみよう。図表 12 は、子供の等価世帯所得の十分位別に、児童手当、児童扶養手当、所得税制上の子の扶養控除の便益の平均値を示したものである。扶養控除の便益については、所得階級が高くなるほどその値も高くなっているが、制度設計上の逆進性が支持される結果となっている。児童扶養手当については、特に第 1 十分位で、多く配分されており、児童扶養手当が貧困層の子供をよくターゲットしていることがわかる。しかし、児童手当については、第 4、第 5 十分位を頂点としたなだらかな山型を示しており、必ずしも、その配分が貧困層にかたよっているわけではない。

<図表 12>

6. まとめと考察

児童手当や子の扶養控除の目的が、子供の貧困削減または子供間の不平等度軽減だけであると仮定するのは無理があるであろう。防貧は生活保護制度が第一次的に対処する制度であり、児童手当や扶養控除の目的は他にあると主張する人々もあるであろう。しかし、実際に生活保護を受給するには様々な支給条件をクリアしなければならず、本稿でみたように多くの子供が生活保護を受給するまでもないしも相対的貧困状況であることを考えると、児童手当や所得控除などの子供に対する所得保障政策に子供の貧困削減や子供間の不平等軽減の観点を含めることには大きな意義があると考えられる²⁶。この点において、現状の子供の貧困と不平等度を把握し、現行の子供に対する所得保障制度がどのような効果（影響）を与えているかを分析することは、今後の制度改正を行う上で欠かすことができないプロセスであろう。

本稿は、厚生労働省の「所得再分配調査」のマイクロデータを用いて、子供の貧困率・不平等度を計測し、各制度の影響を推計しようと試みたものである。本稿の結果として、いくつかの発見と、それに対応する問題提起が挙げられる。

まず、日本における子供の貧困率は決して低い値ではなく、特に母子世帯に属する子供については高い値を示している。また、不平等度にしても、子供間の不平等度は高齢者間の不平等度に比べ低いものの、中年層との不平等度とはほぼ同等のレベルであることがわかった。驚くことに、母子世帯に属する子供は貧困率が高いばかりではなく、不平等度も高い。これは、母子世帯に対する所得保障政策が一筋縄ではいかないことを示唆している。

第二に、子供の年齢別の貧困と不平等の状況をみると、同年代の子供に比べ相対的に貧困である子供の率は子供の年齢と共に上昇することがわかった。特に、発育や教育といった子供のウェルフェアに係わる観点においては、同年代の他の子供と比べて同じスタートラインにたつということは重要な要素であろう。その点で、本稿の結果は憂慮すべきである。一方で、児童手当などのように子供の年齢によって対象が決められている制度を考察するにあたっては、子供のライフサイクル（0～19歳）の中でどの時期に最も支援を厚くするべきかを考慮する必要がある。そこで、子供全体の貧困線を固定した上で年齢別に貧困率をみた結果、年齢階層による貧困率の違いは殆どみられなかった。同様に、年齢階層別の不平等度も、若干の上昇をみせるものの大きな変化はない。これらの結果から、児童手当などの目的を貧困削減や不平等度改善とするのであれば、その対象を年齢で区切ることは必ずしも効率的であるとは言えない。

第三に、現行の制度による貧困率・不平等度への影響を推計した結果として、以下が挙げられる。一般の世帯に属する子供については、税制度・社会保障制度の両方において、子供間の不平等度を改善する効果は認められるものの、貧困率は逆に悪化させる傾向がみ

られた。税制は、負のネット移転のみなので、貧困率を悪化させることは致し方がないが、社会保障制度においても貧困率を悪化させているということは、子供を持つ貧困世帯に対する社会保障制度のネット移転がマイナスであることを意味している。これは、社会保障制度の発展の中で、高齢者の貧困問題が次第に解消される中、社会保険料の増加などによって起こりうる現役世代、そして付随する子供に対する影響が見逃されてきたことを示唆している。唯一、母子世帯においては、社会保障制度が貧困率を大きく改善し、ジニ係数も改善している。しかし、その効果をもってしても、母子世帯の貧困率・不平等度は「その他世帯」に遠くおよばないことは明記すべきである。

個別制度としては、児童手当、児童扶養手当、所得税における子供の扶養控除の3つの制度の比較検討を行った。まず、児童手当と扶養控除の効果を比べた場合、貧困率、不平等度の両方において扶養控除の方が大きな効果を挙げていることがわかった。扶養控除については、その給付が逆進的であるため貧困・不平等に対する効果には疑問がもたれ、廃止論も囁かれている。しかし、本稿の分析によると、少なくとも現行の制度においては、児童手当による貧困削減・不平等改善の効果は微々たるものであり、扶養控除による効果の方が勝っている。この理由としては、現行の児童手当が給付額、給付対象とともに非常に小規模であり、その影響がほとんど期待できないことが挙げられよう。制度設計上は、児童手当の方が扶養控除より優れた効果を発揮すると考えられるため、「児童手当 vs. 扶養控除」の議論は、この結果をもって簡単には決着をつけることはできない。そのためには、例えば、同じ財政規模を充当した場合に、どちらの制度のほうがより効果があるか、など、マイクロシミュレーションを用いた制度比較分析が必要であり、今後の研究の課題したい。

参考文献：

- 「児童手当と税制の扶養控除」『児童手当』第22巻第4号、1982年.
- 阿部彩 「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」
Discussion Paper Series For Studies on the Effect of Child Allowance, Taxation and
Childcare Services on Familial Households, No.206、2002年.
- 宇野裕「児童手当はいかに改定されるべきか」『社会保険旬報』2098号、2001年5月21日。
- 宇野裕「『児童手当はいかに改定されるべきか』に対する批判と反論」『社会保険旬報』2120号、2001年12月21日、2122号2002年1月11日。
- 宇野裕「保育手当の可能性：『児童手当はいかに改定されるべきか』別論」『社会保険旬報』2136号2002年6月1日。
- 江口英一・川上昌子「大都市における低所得・不安定階層の量と形態および今後について」
『季刊社会保障研究』Vol.9, No.4, 1974年、18-32頁.
- 大沢真理 『男女共同参画社会をつくる』、日本放送出版協会、2002年.
- 大塩まゆみ『家族手当の研究－児童手当から家族政策を展望する』法律文化社、1996年.

- 大塩まゆみ「児童手当の国際比較」『海外社会保障研究』127号、1999年、38-48頁。
- 大竹文雄・齋藤誠「所得不平等化の背景と政策的含意」『季刊社会保障研究』Vol.35 No.1, 1999年、65-76頁。
- 小川 浩「貧困世帯の現状—日英比較—」『経済研究』 Vol.51, No.3, 2000年 220-231頁。
- 高山憲之「貧困計測の現段階」『経済研究』 Vol.32, No.4, 1981年、311-331頁。
- 星野信也「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉—全国消費実態調査のデータ分析（1）」『人文学報』No.261, 1995年, 23-86頁。東京都立大学人文学部。
- 山田篤弘「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会、2000年, 199-226頁。
- 和田有美子・木村光彦「戦後日本の貧困—低消費世帯の計測」『季刊社会保障研究』 Vol.34, No.1, 1998年、90-102頁。
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐『日本の所得格差—国際比較の観点から』経済企画庁経済研究所、1998年
- 橋木俊詔『日本の経済格差』岩波書店、1998年。
- 都村敦子「福祉政策の”Harmonization”問題について：児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化」『季刊社会保障研究』 Vol. 13 No.1, 1977年、40-53頁。
- 星野信也「児童手当および児童扶養手当のあり方をめぐって」『季刊社会保障研究』 Vol.21, No.3, 1985年、272-287頁。
- Bradbury, Bruce, Jenkins, Stephen P and Micklewright, John (eds.), *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, UNICEF, 2001.
- Bradshaw, Jonathan “Child Poverty under Labour,” in Fimister, Geoff (ed.) *An End in Sight? Child Poverty Action Group*, 2001.
- Cornia, Giovanni Andrea and Danziger, Sheldon (eds.) *Child Poverty and Deprivation in the Industrialized Countries 1945-1995*, Clarendon Press, 1997.
- Fimister, Geoff (ed.) *An End in Sight? Tracking child poverty in the UK*, Child Poverty Action Group, 2001.
- Bradbury, Bruce and Jantti, Markus “Child Poverty across twenty-five countries,” in Bradbury, Bruce, Jenkins, Stephen P and Micklewright, John (eds.), *The Dynamics of Child Poverty in Industrialized Countries*, UNICEF, 2001.
- Ozawa, Martha N. and Kono, Shigemi “Child Well-being in Japan: The High Cost of Economic Success,” in Cornia & Danziger (eds.) *Child Poverty and Deprivation in the Industrialized Countries 1945-1995*, Clarendon Press, 1997.
- Smeeding, Tim “Financial Poverty in Developed Countries: The Evidence from LIS”, LIS Working Paper No.155, 1997.
- Vleminckx, Koen and Smeeding, Timothy M. (eds.) *Child Well-Being, Child Poverty and Child Policy in Modern Nations*, The Polity Press, 2001.

注：

¹ イギリスでは、ブレア首相が 20 年間で子供の貧困を根絶するという目標を 1999 年に掲げている (Bradshaw 2001)。

² 子供に限らず貧困防止の所得保障制度としては、もちろん生活保護制度が存在する。

³ 1991 年の児童手当改正の前に中央児童福祉審議会が出した「今後の児童手当制度の在り方について」と題する意見具申の中では、改革の考え方として「(筆者略)・・乳幼児の時期は、育児に手が掛かり、家庭で子育てに専念する母親が多い実態にあり、・・・さらに、乳幼児を養育する親は、一般的に年齢も若く、家庭の経済的基盤が弱体であると考えられる」としている。これに対して大塩は、経済的負担はむしろ高等教育を受ける時期であるとして反論している (大塩 1996, p.261-2)。

⁴ 中央児童福祉審議会の特別部会である児童手当部会が昭和 39 年に出した中間報告は、児童手当の目的を、児童福祉、社会保障、賃金体系の観点と共に、所得格差是正の観点から検討しており、これによると、我が国の大企業と小零細企業との被用者の所得格差は特に子どもの養育費がかさむ 40 歳前後から急速に拡大するため、その格差の是正の方法として全国民を適用とする児童手当が望ましいとしている (児童手当制度研究会, 2000)。

⁵ 子供のある世帯とない世帯の格差についての実証研究は、阿部(2002)を参照のこと。

⁶ 正確には、義務就学前 (6 歳になってから最初の年度末まで) である。

⁷ 全体のジニ係数が 26.5 なのに対し、0-17 歳のジニ係数は 22.8 となっている (1994 年) (経済企画庁経済研究所編 1998)。

⁸ データは、厚生労働省統計局の許可 (平成 12 年 1 月 7 日、統発 2 号) を得て使用したものである。

⁹ 給付資格がある世帯の中で、実際に給付を受ける世帯の割合。

¹⁰ データの「児童手当等による社会保障給付金」の受給率は、約 20% であり、実際の受給率は、データ値と推計値の中間に位置すると考えられる。

¹¹ 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働、家賃・地代、利子・配当金、仕送り、雑所得。

¹² 年金、恩給、生活保護、傷病手当金、雇用保険からの給付金、児童手当等給付金、その他の給付金。

¹³ 年金 (国民年金、被用者年金等)、医療 (国民健康保険、被用者健康保険)、雇用保険の保険料。

¹⁴ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等。1996 (平成 8) 年については間接税 (推定) を含む。

¹⁵ 貧困率の計算は子供数ベースで行っているため、「貧困率」は「子供全数の中で、貧困である子供の率」である。貧困率の文献のいくつかは、世帯数ベースで計算を行っており、その場合は、貧困率は「世帯全数の中で、貧困である世帯の率」である。しかし、この定義を使うと、世帯人員数 (または世帯に属する子供数) の異なる世帯でも同じように扱われてしまうため、本稿では、個人 (子供) 数ベースで計算することを選択した。

¹⁶ そのため、それぞれの分析の貧困率は必ずしも一致しない。

¹⁷ LIS の定義と、表 1-1、表 1-2 の定義は若干異なるので、貧困率も若干の差がある。貧困線は、サンプル内の全個人について可処分所得を等価世帯比率 (Equivalent Scale = (世帯人員数)^{0.5}) で調整した中央値の 50% である。

¹⁸ 「その他の世帯」は、有配偶でない (未婚・離婚・死別) の母と子のみの世帯 (母子世帯)、父の子のみの世帯 (父子世帯)、高齢者と子のみの世帯 (高齢者世帯) を除いた全世帯をさす。このため、「その他世帯」には 3 世代世帯 (例: 親一子夫婦一孫) や父親がいない 3 世代世帯 (例: 親一有配偶の娘一孫)、有配偶の母親一子世帯なども含まれる。

¹⁹ サンプル内には、親がひとりもない世帯に属する子供も存在するが (例えば、祖母・孫世帯など)、ここでは分析の対象外とした。

²⁰ 低所得者が多い高齢者を除いた子供のみのサンプルなので、全個人サンプルで計算した場合よりも、貧困線が若干高くなり、そのため、貧困率も高くなっていることを留意いただきたい。

²¹ 「所得再分配調査」には、そのような世帯を明記するデータがないため、世帯員属性、世帯員年齢から、3 世代世帯に属する母子世帯と思われる世帯を選別した。具体的には、世帯主・(世帯主の配偶者)・娘・孫・(その他世帯員) の世帯であり、娘が未婚・離婚・死別である場合である。データの制約上、厳密には、娘と孫が親子関係であるかどうかは判明できない。

²² しかし、本稿の分析は、一時点のデータのみを用いたクロス分析であるため、コーホート効果と年齢効果を分離することができない。これを詳しく検証するためにはパネル分析をする必要がある。

²³ データ値は、データに含まれる「児童手当等による社会保障給付金」を用いて計算した可処分所得、推計値は、推計児童手当、推計児童扶養手当を用いて計算した可処分所得である。

²⁴児童手当の対象は0～2歳の子のみであるが、貧困率の計測は世帯所得（児童手当も含む）でみた全児童の貧困率なので、他の年齢層の子供も、世帯内に対象の子がいれば、その便益を共有することとなる。

²⁵非単独母子世帯に対する児童扶養手当は、推計の段階でゼロと仮定されている。

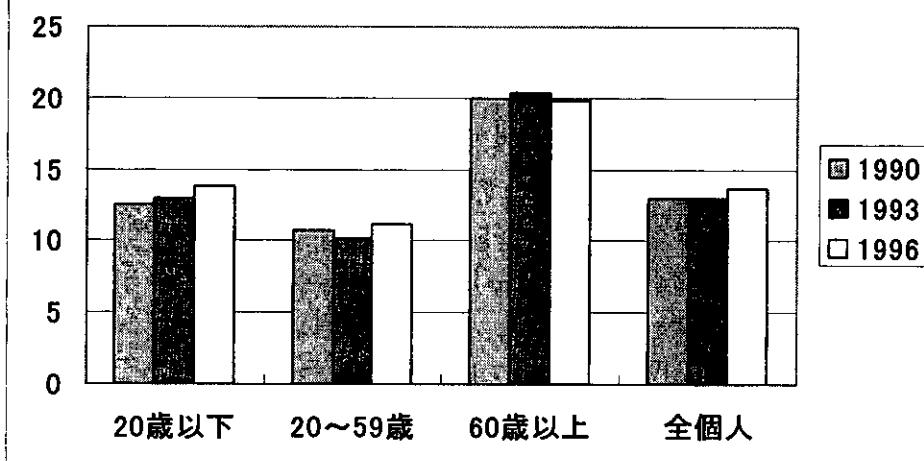
²⁶星野(1985)は、児童手当や児童扶養手当の問題を社会保険や生活保護制度との整合性をもって論じる必要性を指摘している。

図表1 基本統計量

子供	平成2年	平成5年	平成7年
子供の性別(男性=1、女性=0)	0.51	0.52	0.51
子供の平均年齢	10.14	10.30	9.98
子供の年齢階級別割合			
0~2	0.119	0.118	0.132
3~5	0.133	0.134	0.136
6~8	0.151	0.138	0.140
9~11	0.149	0.152	0.150
12~14	0.164	0.161	0.166
15~17	0.185	0.181	0.171
18~19	0.100	0.115	0.105
総子供数	7,597	6,684	5,667
子のある世帯			
世帯あたり平均子供数	1.85	1.80	1.78
世帯あたり平均可処分所得	531.3	620.3	625.4
世帯数	4,107	3,720	3,185

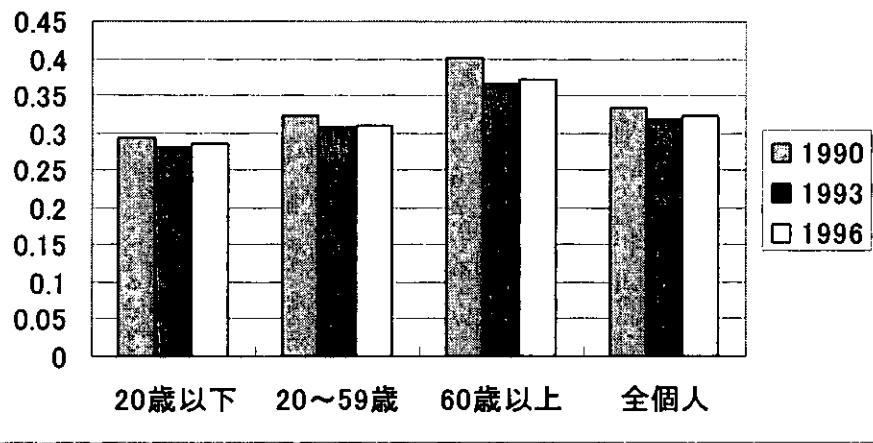
出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表2 貧困率：子供、中年、高齢者



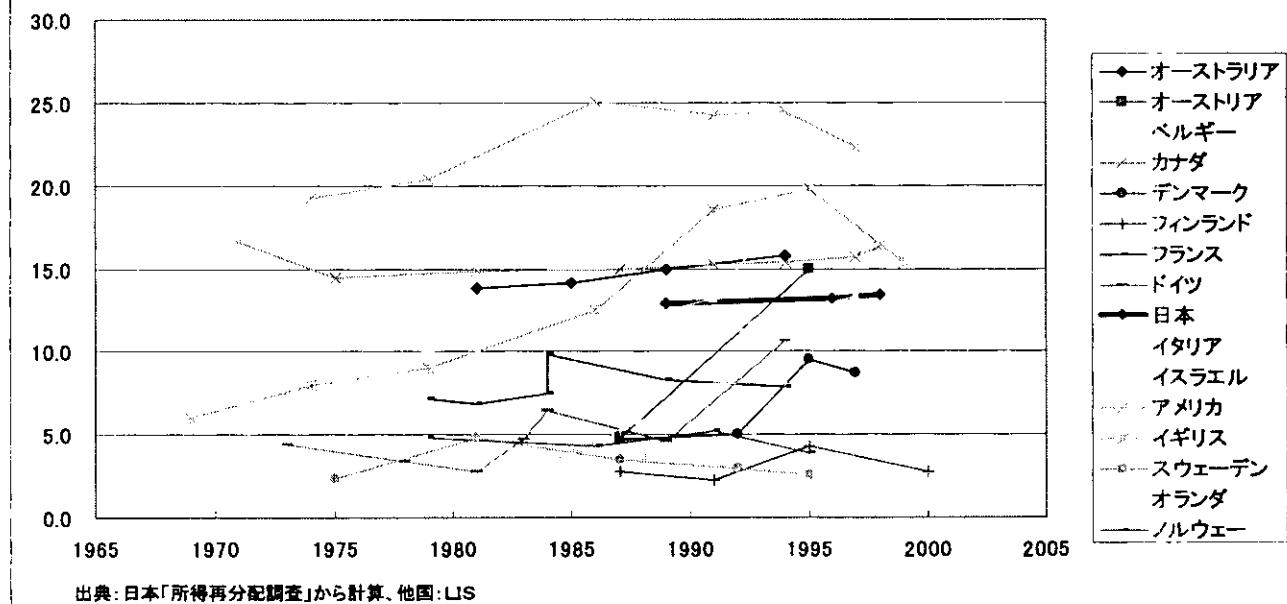
出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表3 ジニ係数: 子供、中年、高齢者



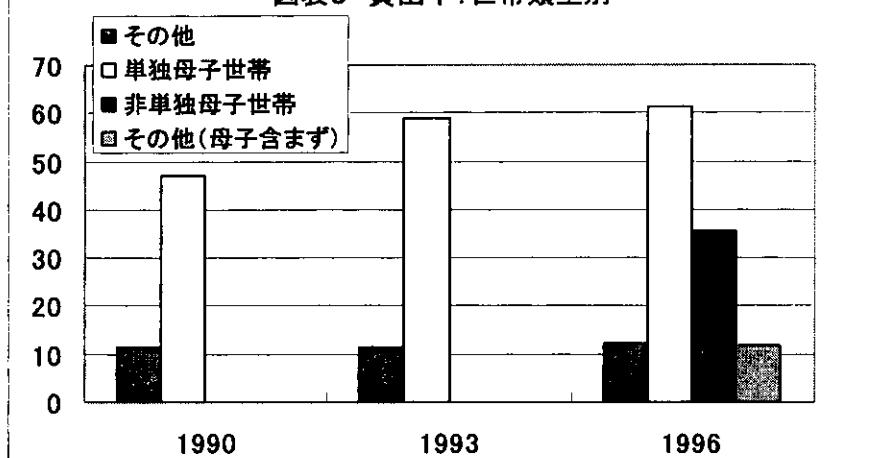
出典:「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表4 子供の貧困率:国際比較



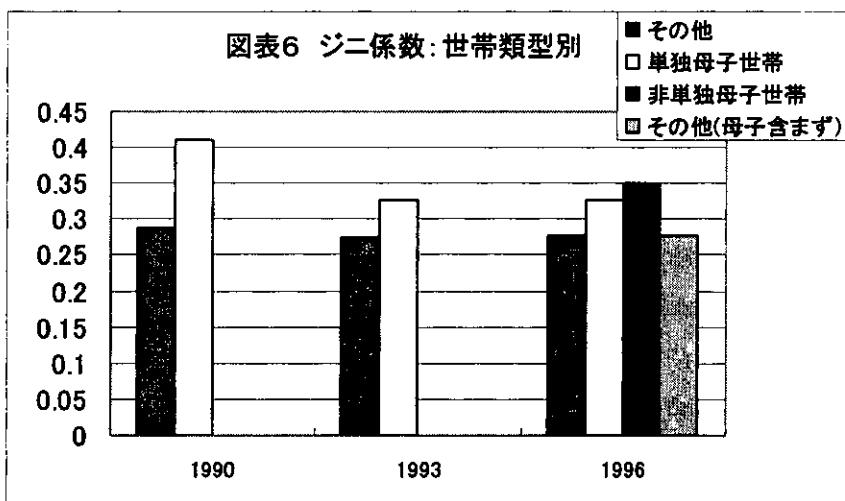
出典:日本「所得再分配調査」から計算、他国:LIS

図表5 貧困率:世帯類型別



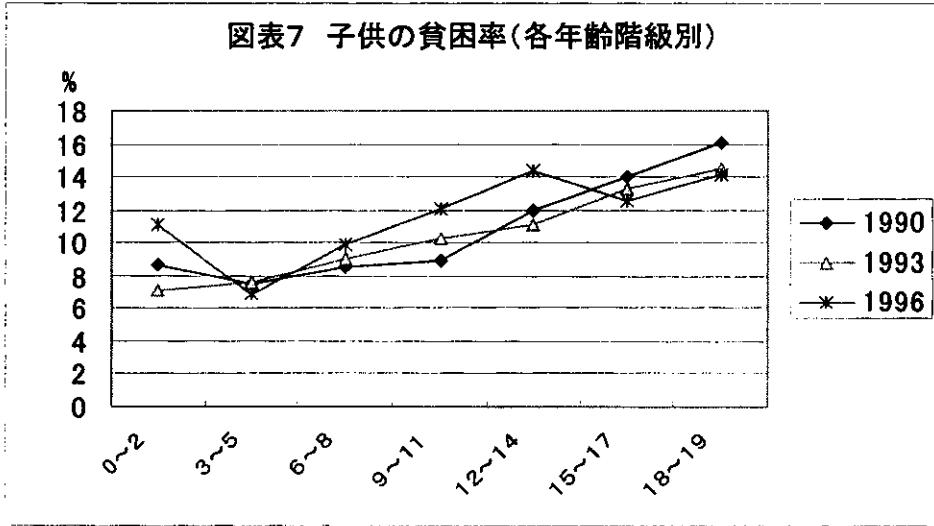
出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表6 ジニ係数:世帯類型別



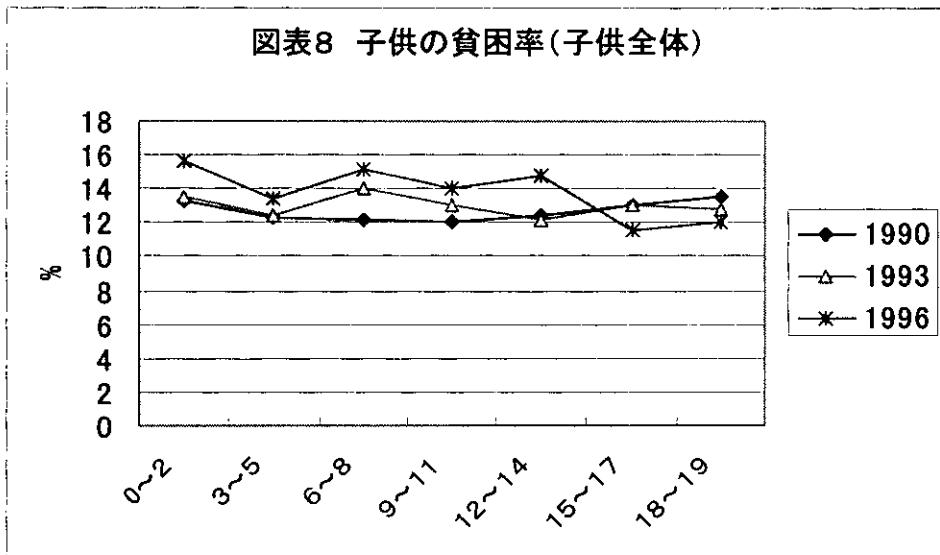
出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表7 子供の貧困率(各年齢階級別)



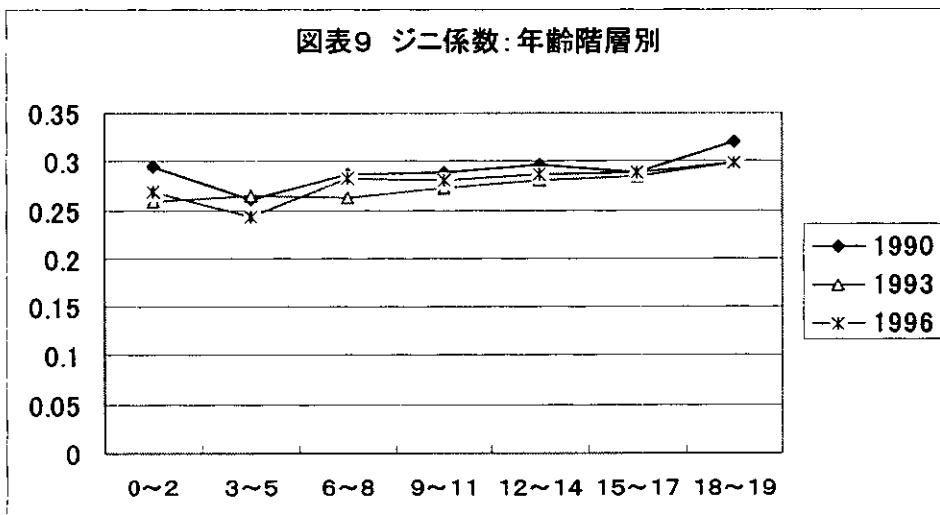
出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表8 子供の貧困率(子供全体)



出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表9 ジニ係数:年齢階層別



出典：「平成2年、5年、8年所得再分配調査」より筆者計算。

図表10 貧困削減効果の比較

子供数	貧困率		貧困率による効果				個別制度による効果			
	当初所得	可処分所得 (データ値)	可処分所得 (推計値)	税による効果	税による効果 (データ値)	社会保障による効果	社会保障による効果 (データ値)	推計児童手当による効果	扶養控除による効果	推計児童扶養手当による効果
20歳以下全体	5,667	11.3%	13.8%	13.4%	-1.9%	-0.5%	-0.1%	0.3%	0.9%	0.6%
0~2	750	11.2%	15.6%	14.5%	-2.4%	-2.0%	-0.9%	1.5%	1.6%	0.0%
3~5	771	9.3%	13.4%	12.8%	-2.7%	-1.3%	-0.8%	0.8%	1.2%	0.5%
6~8	791	11.5%	15.2%	14.9%	-2.0%	-1.6%	-1.4%	0.3%	0.8%	0.8%
9~11	851	11.9%	14.0%	13.9%	-1.3%	-0.8%	-0.7%	0.0%	0.7%	0.7%
12~14	938	12.8%	14.7%	14.1%	-2.1%	0.2%	0.9%	0.0%	0.6%	1.1%
15~17	971	11.8%	11.5%	11.4%	-1.5%	1.9%	2.0%	0.0%	1.1%	0.8%
18~19	595	9.9%	12.1%	12.1%	-1.5%	-0.7%	-0.7%	0.0%	0.5%	0.3%
単独母子世帯	184	70.1%	61.4%	52.2%	-2.2%	10.9%	20.1%	0.0%	0.0%	19.6%
非単独母子世帯	93	38.7%	35.5%	38.7%	-4.3%	7.5%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の世帯*	5,363	8.7%	11.7%	11.6%	-1.9%	-1.1%	-0.9%	0.4%	1.0%	0.0%

貧困率は、すべて子供数ベースで計算。貧困線は、全子供の等価世帯可処分所得の中央値の50%。

*「その他世帯」とは、父子世帯、高齢者(高齢者と子のみ)世帯、単独母子世帯、非単独母子世帯を除いた全世帯を指す。

**非単独母子世帯に対する児童扶養手当は、推計の段階でゼロと仮定されている。

出典：平成8年所得再分配調査より筆者計算。

図表1-1 不平等度改善効果の比較

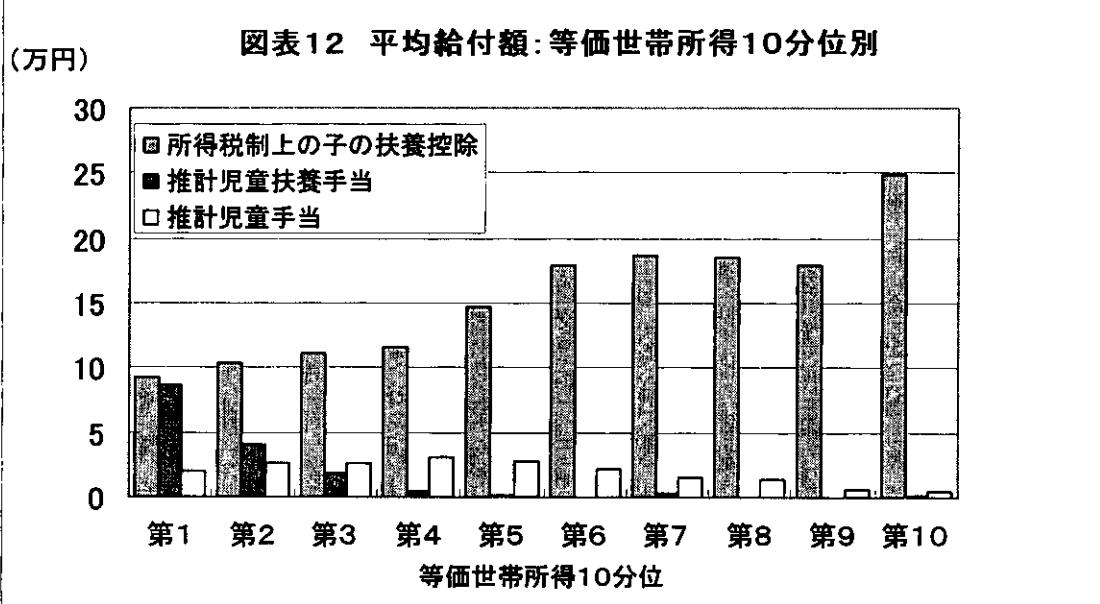
子供数	ジニ係数			ジニ係数の減少		
	当初所得	可処分所得 (データ値)	可処分所得 (推計値)	税による効果	社会保障による効果 (データ値)	社会保障による効果 (推計値)
20歳以下全体						
0~2	5,667	0,3066	0,2855	0,2834	0,0073	0,0093
3~5	750	0,2804	0,2689	0,2658	-0,0012	0,0020
6~8	771	0,2572	0,2436	0,2409	0,0013	0,0040
9~11	791	0,2988	0,2819	0,2807	0,0027	0,0040
12~14	851	0,3013	0,2805	0,2797	0,0113	0,0095
15~17	938	0,3135	0,2870	0,2846	0,0135	0,0130
18~19	971	0,3188	0,2880	0,2862	0,0149	0,0159
単独母子世帯	595	0,3146	0,2987	0,2986	0,0115	0,0043
非単独母子世帯	184	0,4229	0,3283	0,2926	-0,0076	0,1023
その他の世帯	93	0,4529	0,3501	0,3546	0,0096	0,0931
	5,363	0,2923	0,2763	0,2754	0,0140	0,0021

ジニ係数は、各サンプル内毎に、すべて子供数ベースで計算。

*「その他世帯」とは、父子世帯、高齢者(高齢者と子のみ)世帯、単独母子世帯、非単独母子世帯を除いた全世帯を指す。

**非単独母子世帯に対する児童扶養手当は、推計の段階でゼロと仮定されている。

出典:「平成8年所得再分配調査」より筆者計算。



出典：「平成8年所得再分配調査」より筆者計算。

III. 研究成果の刊行に関する一覧